

## 情報公開制度の改善について

- 1 情報公開制度については、発足以来4年を経過し、かなりの実績が積み重ねられている。この実績を基に閲覧制度等への移行を積極的に進めるべきである。
  - ① 定型的な文書で既に開示決定が行われた文書と同類のものについては、情報公開法に基づく請求手続きによらないで、閲覧制度等簡易な方法への移管等を検討すべきである。

例 会計書類等（前年度までの文書を開示しているのであれば、当年度以降は閲覧に供するなど。）
  - ② 法令上公表を義務付けられ、すでに公表済みの文書については、開示請求の対象から除外し、閲覧できるようにしてほしい。

例 高額納税者の番付  
税務署長は、5月16日から5月31日の間、「所得税法第233条の規定による平成15年分の所得税額等」として、氏名、住所、所得税額を公示した。しかし、公示期間経過後に公示内容を知るには、開示請求しなければならない。
- 2 比較的共通に保管している文書の開示・非開示の決定が各省庁や各独立行政法人等によって、統一を欠く例が見られるので、総務省は各機関ができるだけ整合性を確保するように指導するべきである。

例 電力使用量の請求単価を開示しているところと、していないところがある。
- 3 開示請求手数料等は、低廉に定められていると思われるが、納付方法については、郵便振替の利用等地方の請求者にも過大な負担がかからないように配慮すべきである。

例 開示請求手数料の納付に銀行振込を利用した場合、630円の手数料が必要である。郵便振替では70円で済む。
- 4 情報公開法は文書の開示を求めているものであるが、その内容についての説明責任も付加すべきではないか。

例 電力料金の開示において、月別の変動理由について質問したところ、新たな開示請求を求められている例がある。
- 5 行政文書ファイル管理簿の改善
  - ① 行政文書ファイル管理簿の検索はなかなか難しい。インデックスに登録されたキーワードでしか検索できないが、データがどこかにあれば検索できるようにしてほしい。

例 「平成15年出勤簿」で全省庁（本省）を対象に検索すると、総務省と法務省及び経済産業省（4件のみ）がヒットする。その他の省は「出勤簿」としないとヒットしない。
  - ② 行政文書ファイル管理簿への登録の対象は、出先機関相互間で統一されていない。

例 「財務局」「管財部（すべて含む）」「作成（取得）時期 指定無し」を入力したところ  
北海道 4290件、東北 4325件、関東 23件、近畿 5145件、九州 3451件をヒットした。格差が大きく統一されていない。
- 6 情報公開の開示請求の窓口は、各機関の窓口とされているが、請求者の身近なところで請求できるようにしてほしい。

例 郵便局、コンビニ、情報公開総合案内所等

- 7 情報公開制度の運用に従事する担当者は、正確な知識と豊富な経験を有していることが必要である。情報公開総合案内所の担当者を対象に所要の研修や情報の提供を積極的に行ってほしい。